

令和元年第3回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	令和元年6月10日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和元年6月21日	午前9時27分	議長	三谷英史	
	閉会	令和元年6月21日	午前9時51分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	4番	鶴崎敏彦	5番	三根和之		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	古賀恵子	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森光昭	教育委員会事務局長	小木誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年6月21日

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 継続審査について

午前9時27分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第3回大町町議会定例会5日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第1. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（鶴崎敏彦君）

皆さんおはようございます。

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第31号 令和元年度大町町一般会計補正予算（第2号）について、議案第32号 令和元年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第34号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について、以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第31号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、給食費補助金の執行に当たり、公平公正の観点から、あわせて給食費滞納分の徴収努力をお願いいたします。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（三谷英史君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（三根和之君）

皆さんおはようございます。

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査をいたしました結果を皆さんに御報告いたします。

議案第28号 大町町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第29号 大町町水道事業の事業統合に伴う関係条例の廃止に関する条例について、議案第30号 大町町森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第31号 令和元年度大町町一般会計補正予算（第2号）について、議案第33号 令和元年度大町町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第35号 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について、以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第31号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（三谷英史君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして、委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。8番中山初代議員。

○8番（中山初代君）

議案第28号に対して討論いたします。

大町町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、参考資料などを提出してもらいましたが、経営努力が見えるものではありませんでした。これは指定業者の経営困難だとはこれまで一度も聞いたことがありませんでした。経営努力はどうしたのか、聞いても余りよくわかりませんでした。

今回の値上げは、現行料金18リットル3,150円が、改定料金18リットル3,645円、16%の値上げになります。影響額は18リットルで504円、この値上げは本当に大きい値上げです。考えられないほどの大きな値上げです。

今、日本はデフレの現状です。デフレ脱却と言いながら、値上げが続けば生きづらくなることはわかり切っています。平成8年から20年まで料金改定をしていないからというのが理由ですが、平成8年5月31日の人口は8,117人、現在6,450人です。マイナス2,261人、世帯数では2,964世帯が今2,751世帯、213世帯減っていますが、この人口が減ったことや、世帯数が213減ったことなどと衛生業務とどう関係があるのかも知りたかったことです。

最後に、衛生業務に働いておられる3K業務と言われる中で、御苦労されていることは誰よりも何よりも御苦労さまと心から思っています。心から感謝しているところですが、大町町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については反対いたします。

○議長（三谷英史君）

賛成討論ございませんか。2番藤瀬都子議員。

○2番（藤瀬都子君）

提案理由の説明にもありましたように、し尿くみ取りの手数料金については、平成8年5月、原価分の改定を行って以来、20年以上経過する中で、収集運搬に要する経費の増加や人件費等の上昇など、現行の手数料金では許可業者の経費を賄うことが厳しいという提案理由の説明がございました。そのことを踏まえて、産業厚生常任委員会でも説明を聞き、慎重に審議いたしました結果、委員長報告どおり賛成をいたします。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第28号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第29号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第29号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第30号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第30号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第31号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第31号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第32号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第32号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第33号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

議案第33号 令和元年度大町町水道事業会計補正予算（第1号）について、反対討論をいたします。

反対討論する前に、一般質問の折にも申し上げましたが、議会の責務として、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして、民主的になされているかどうかを批判し、監視することは重要であり、また、住民の立場に立っての監視の必要があります。こういうことを踏まえ、反対討論をいたします。

まず最初に、この議案の中で、配水管布設工事1,250万円が計上されておりますが、この予算につきましては、中央線の畑ヶ田から江北～大町線まで、旧電車道ですけど、これまで水道管を立ち上げて布設する工事でありまして、執行部の説明では、宗教団体から購入した畑ヶ田地区上部の町有地を有効活用するために先行投資し、水道管を布設したいという説明でありましたが、町有地の活用につきましては、町民に対する説明では企業誘致を目的とし、7,500万円で購入された土地であります。水道を通しておかなければ企業も来ないので、先行投資したいという説明でありましたが、今議会におきまして、この町有地の造成工事の概算資料をいただきまして、3つの案が提示されております。造成工事に係る費用は、第1案では15億5,000万円、第2案が15億7,000万円、第3案が14億1,000万円となっております。この資料をいただきまして、水道を布設する以前の問題で、こんな莫大な費用をかけて果たして造成をするのか、分譲単価第1案が平米6万円、第2案が平米7万3千円、第3案が平米8万7千円となっております。いずれにしても坪単価でいけば20万円を超えるような高額な土地でありまして、果たして企業が来るのか疑問であります。また、果たして造成すら実施できるかどうかわからないのに、どうして水道だけが先行投資をしなければならないのか、理解できません。

また、来年4月には佐賀西部広域水道企業団に統合いたしますので、急いである必要もないと考えております。造成もされない状況で、企業誘致も募集もできない状況での先行投資はあり得ないと思っております。

また、これまでの町のスタンスとしては、町有地の青写真がなければ、これまでも町有地が宗教団体に売られる以前は民間の方が所有をされておりましたが、そのころも水道の要望があっていたと思います。しかしながら、そこの土地の青写真ができていない以上は水道は上げられないというようなスタンスで町は答弁をしてこられたと承知しております。

また、この町有地とは関係ないところに、昨年度水道管を民家の前まで布設されておしま

す。この水道管は、受益者1世帯のための水道管でありまして、もう1世帯民家がございますが、この方の世帯につきましては、自費で江北町から引いておられます。普通は新たに家を建てる場合でも、本管から家までの引き込みについては自己負担となっており、おかしいのではと質問いたしたところ、平成29年度に大町～江北線の江北町側で大雨による道路の陥没がっております。今年度復旧工事は終了いたしておりますが、その影響で、井戸水が濁っておりますので、災害としてインフラ整備として町で実施したという説明でございました。私も委員会終了後に有識者の方をお訪ねして聞いたところ、この陥没と井戸の影響関係は認められないでしょうという返事でございまして、町で実際にそういう因果関係の調査をされたのか報告もございません。また、水質検査をされたのか、そういう報告もございませんでした。

実際、この陥没の影響は全然ないということであれば、インフラ整備でもあれば、もし濁っていたとした場合については、そういう確認をされた時点でろ過器等を設置してあげるとか、対応すべきではなかったかと考えております。そちらのほうが費用でも随分と安く上がるんじゃないかと考えております。また、1世帯のために1,250万円かける費用があれば、1世帯当たり年間5千円の水道料を軽減していただければ、町の全世帯、2,700世帯とすれば1,350万円に対応できるので、そのほうが町民の皆さんに喜んでいただけるんじゃないかと思っております。

議会終了後につきましては、議会基本条例に基づき、町民に対し報告会を実施いたしますので、この議案については、町民に対し私は説明できませんので、反対をしたいと考えております。他の議員さんももう一度考えていただき、良識ある判断をお願いいたします。

以上です。

○議長（三谷英史君）

賛成討論ございませんか。2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

この件に関しましては、補正予算につきましては、今後、当該町有地開発及び企業誘致を進める中では、生活用水の整備は先行的なインフラ整備として不可欠であると考え、付託された産業厚生常任委員会においても、担当課長から詳しく説明を受け、慎重に協議をいたしました結果、承認すべきものと決定をいたしております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第33号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第34号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第34号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第35号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第35号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（三谷英史君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申し出が提出されております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和元年第3回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前9時51分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月21日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 鶴 崎 敏 彦

会議録署名議員 三 根 和 之

局 長 田 島 宏 隆